

Title	政治的近代化の理論と問題
Sub Title	On the theories and problems of political modernization
Author	内山, 秀夫(Uchiyama, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.11 (1964. 11) ,p.28- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19641115-0028">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19641115-0028</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 政治的近代化の理論と問題

内 山 秀 夫

序章 「近代化」と「政治的近代化」の概念について

本章 政治的近代化の理論

第一節 C・E・ブラックの理論

第二節 S・E・アイゼンシュタットの理論

終章 政治的近代化理論の諸問題

— 評価と批判 —

序章 「近代化」と「政治的近代化」の概念について

『「近代化」は……極めて広い（政治学のみではなく、社会科学諸領域に互る）範囲を含むあいまいな概念であり、しかも政治学にとつて中核的な問題であるかどうかについては、各人の政治学体系によつて一様ではない』が、「あえて（現代日本で政治学の概念構成を行うについて——内山補）これをとりあげるのには、一つには……伝統型対近代型という視角が、今日において適用困難になつているにも拘らず、これに代る視角が発見されていない」からであり、「さらに『近代化』という概念が、社会科学の諸領域をおおう広いものであるだけに、『政治的近代化』（といつても、正確には対象として政治的近代化が区別されるわけで

はなく、近代化への政治学的接近という意味であるが、の問題を考えることは、政治学の隣接諸科学との関係を考える上にも重要な意味を持つてゐる<sup>(一)</sup>と石田雄氏はのべておられる。

ながながと引用したのは、私が本論文で論じようとしている「政治的近代化」の諸問題の状況が、すべてこの文章の中に認知できるからである。すなわち、ここで私が論ずる内容の底流となつてゐるものは、「政治的近代化」の理論が、いわば、社会諸科学の領域全般に及ばねばならないほど広範囲にわたるといふ意味であまいな概念にもとづいてゐるがゆえに、より現代的である可能性をむしろ強調することができ、また後述するように、それが現代社会科学、とくに現代政治学において、最もひよわな側面である歴史的理解と制度的理解への努力の点で積極性をもちうるがゆえに、われわれをとらえて離さぬ魅力を備えてゐることをいいたいのである。

しからば「近代化」とは何を意味するのだろうか。最近の規定では、近代化とは一般的には、「人間社会の変動、および、かかる社会の成員間もしくは諸制度間の相互関係の複雑化が、全面的にいよいよ速まつていく事実を反映する」現象であり、「変動過程にある社会の成員が、有益であり、不可避的であり、あるいは結局は望ましいものだとして承認してゐる長期的な文化的、社会的、変動の過程を意味してゐる<sup>(三)</sup>」とされてゐる。「近代化」の概念規定については、右に典型的にとりだした内容がだいたい承認されたものといつてもいいのだが、ここでの問題点は、たとえばJ・W・ホールがたくみに表現してゐるように、「世界の多くの部分が相ついで近代化されるにつれて、われわれは近代化の結果が、……国によつて相異なるにつれて、われわれは、近代化の性格にかんする見解、および政治的社会構造ないし知的諸価値の点からみたその最終的成果に関する見解を変えざるをえなくなつた」といふ態度上の変化と、「この問題を取扱うアメリカの学者が、これまででこずつてきた基礎的な問題は、全世界の発展しつつある社会にあらわれる多くの現象を、すべて考慮に入れて、近代化にかんする一般理論に到達することが可能であるかどうか<sup>(四)</sup>」の二点に集約される。

これ等の問題点は、今後の論述に委ねるが、ここでは、なん等かの形で想定されている「近代的社会」なるものがどのように規定されているのか、を明らかにすることからはじめよう。すなわち、ホールによると次の七項目がその構成条件に充当されるべく提出される。

(1) 個人がその環境にたいして、非宗教的かつますます科学的に対応していこうとする志向の伸張を伴う、普及した読み書き能力

(2) 人口の比較的高度の都市集中と、社会全体がますます都市を中心として組織されていくこと

(3) 無生物的エネルギーの比較的高度の使用、商品の広汎な流通、およびサービスマシンの発達

(4) 社会成員の広汎な空間的相互作用と、かかる成員の経済的および政治的過程への広汎な参加

(5) 広汎な、しかも浸透性をもつたマス・コミ網

(6) 政府・実業・工業の如き大規模な社会的諸施設の存在と、かかる諸施設の編成がますます官僚制的になりゆくこと

(7) もろもろの大きな人口集団がしだいにひとつの統制(国)のもとに統一されること、およびかかる諸単位の相互作用(国際関係)がいよいよ増大すること<sup>(五)</sup>

このようにして「近代化するもの」の概念内容が一応明らかにされるのだが、「近代化の諸原因と、近代化のさまざまな局面の相互関係を、いかに理解するか」という第二の局面に組合せなければ、この概念内容は充実されるようにはならない。その場合、「世界のさまざまな社会における近代化の歴史の全面的同一性を否認してしまつても、それにもかかわらずなお、近代化をすでに経験してきた社会の間から、ある統一的な範疇を探し求めることは可能であり、かつ有用である」とする態度が共有されているのである。とはいえ、長期的で全面的な文化的、社会的変動を反映する総体的現象として近代化現象をとらえるのだから、左にのべた「ある」統一的範疇が容易に確認できるわけではない。ここに社会科学を構成する個

別諸科学からの接近方法と分析が提出され、近代化の「社会科学」的研究へのいと口がひられる。たとえば、経済学からは、経済発展の理論が、人類学からは文化変容が、社会学からは社会的移動や社会変動、思想史の分野からは思想の世俗化、そして歴史学からは歴史的發展の理論が提出される気運が生まれてくる。しかれば、われわれの政治学からはどのような理論構成への試みが提出されるであろうか。われわれはそれを「政治的近代化の理論」と総称できよう。<sup>(八)</sup>

政治の領域においては、近代化という概念は、経済史の領域においてW・W・ロストウが「非共産主義宣言」を<sup>(七)</sup>発して、マルクス主義的歴史認識に真向から対決したのとは異なり、「社会は全体として、結局有利だと認めなければ近代化を行えないのだが、近代化の研究者は、みずからこの評価に同意する必要はない。その研究はよかれ悪しかれ、近代化がその時代に最も有力で、重要な意味をもった諸力の一つだと認められるかぎり、十分に正当化される」と指摘されているように、何等かの特殊な体制ないしイデオロギーに荷担しない態度が前提されている。L・W・バイは、こうした研究方向への知的醗酵は現世代のアメリカ社会学者が、進歩とか社会的ダーウィニズムという考え方を拒否して、あらゆる文化はそれぞれ独自の立場から尊重されるべきであり、したがってある社会を支えている諸基準は他の社会に適用されるべきではないという観点を共有することに発端したのだと語っているが、<sup>(二二)</sup>ともあれすぐれて価値被拘束的な政治学、とくにアメリカ政治学が、近代化過程イコール民主化過程という図式によらず、非イデオロギー的、没価値的に冷徹な歴史的現実として考察しようとする姿勢をうちだしたのである。<sup>(二二)</sup>

この立場は、たとえばC・E・ブラックがロシア史を比較近代化のパススペクティブにたつて分析しようとしたさいに典型的に表明されている。かれは、それ以外のあらゆる諸国は、英語世界および西欧の先進民主主義国家のモデルに追随することを運命づけられていると前提する、すなわち近代化イコール西欧化という信条をもった自由主義教理を拒否する。同時に、階級闘争によつてプロレタリアートが勝利を勝ちとることが明らかになるまでの連続的諸段階によつて時代区分がなさ

れ、資本主義から社会主義へ、社会主義の建設と漸進的な共產主義への移行を、世界史の必然とみなすマルクス主義をも否定する。だからブラックにとつては、ロストウとは異なつた力点をともなつた近代化による歴史的認識が第三の選択肢として大きな意義をもつて登場するのである。

他方、近代化過程を政治学的に分析しうるためには、近代化過程にある社会が共有しているいくつかの政治的特性が識別されねばならない。すなわち、政治的に特徴づけられた「近代的政治社会」像が描きだされねばならない。それは、

- (1) 高度に分化し、また機能的にも特殊化された政治組織の体系
- (2) この政治構造内での高い統合度
- (3) 政治的意思決定のための合理的で世俗的な手続きの普及
- (4) その政治的および行政的決定の量が多く、範囲が広く、また有効度が高いこと
- (5) その国の歴史、領土、および民族の本質にたいして一般大衆がもつ帰属性の広汎で、有効な意識化
- (6) 必ずしもその意思決定の諸側面においてではないにもせよ、その政治体制にかんする一般大衆の広汎な関心と参加
- (7) 所属本位主義アスクリプションではなくて、業績本位主義パフォーマンスによる政治的役割配分
- (8) 圧倒的に世俗的で、非人間的な法体系にもとづいた司法および規制技術(二四)

の諸条件をみたくことによつて、理念的に設定される。すなわちこの理論的な作業は、「何への」近代化としての具体的な目標設定のためにのみ行われたのではなく、それは反対の極に設定された「何からの」近代化としての起点にえらばれた「伝統的社会」と共に一組の理念型として設定されているのである。すなわちここでの基本的認識は、あらゆる社会が、「近代」と「伝統」を結ぶ発展路線上の移行過程にあるのであり、そうした意味で「より近代的」、「より伝統的」という相対的な位置づけをしなければならぬという相対主義的認識であり、またあらゆる政治社会には、伝統的要素と近代的要素が同時的

に、矛盾することなく存在している（伝統性と近代性の共生）のであつて、近代化分析はそれぞれの個別社会において、その両要素がどのような形で共生し、それによつて近代化過程がどのように規定されていくかの特殊型を識別しようとする。その場合の照合基準が、理想概念として規定された「近代的社会」であり、「伝統的社会」にほかならないのである。

これまででは、近代化過程にある社会のむしろポジティブな側面に力点が置かれてきたから、「近代的社会」への近代化の必然性を疑わなかつたが、全体的社会変動である「近代化の過程では、あらゆる段階において必然的に、近代化への推進力と、全面的近代化を阻止し、遅らせようとする伝統的社会のもつ強い力との間に、活潑な闘争が行なわれる」ことから生ずるネガティブな側面もあることを無視してはならない。むしろこうした側面が折出するにもかかわらず、近代化が進行するための諸条件も重要な意味をもつてくる。この問題がたしかに重要であることは、現在新生諸国が、この側面のもつ力に苦悶している状態から容易に了解されよう。だからこの問題については安易に一般化することをやめて、次の機会に改めてとりあげることとする。

- (一) 石田雄『戦後日本の政治と政治学』（高橋勇治・高柳信一編）「政治と公法の諸問題」東京大学出版会・一九六三年（一九五頁（傍点―内山））。
- (二) J・W・ホール、金井円・森岡清美訳『日本の近代化——概念構成の諸問題』・「思想」四三九号（一九六一年一月）四一―二頁。
- (三) D. A. Rustow and Ward, R. E., "Introduction" to *Political Modernization in Japan and Turkey*, eds. by R. E. Ward and Rustow, D. A. (Princeton: Princeton University Press, 1964), p. 3.
- (四) J・W・ホール、前掲論文・四一頁（傍点―内山）。
- (五) 右論文・四四―四五頁。
- (六) 右論文・四五頁（傍点―内山）。
- (七) 右論文・四六頁（傍点―内山）。
- (八) たゞこの名称は、社会科学研究評議会比較政治委員会 (Committee on Comparative Politics of Social Science Research Council) の後編『下で出版されている「政治的發展研究」(Studies in Political Development)』叢書第七卷 (G. A. Almond, ed., *A Theory of Political Modernization*, Princeton University Press, forthcoming) の表題で用いられる。

- (九) W. W. Rustow, *The Stages of Economic Growth: A Non-Communist Manifesto* (London: Cambridge University Press, 1960). W・W・Rustow, 木村健康・久保キヨ子・村上泰亮訳「経済成長の諸段階——一つの非共産主義宣言——」(ダイヤモンド社・一九六一年)
- (一〇) D. A. Rustow and Ward, R. E., *op. cit.*, p. 5.
- (一一) L. W. Pye, *Democracy, Modernization, and Nation Building* (Center for International Studies, Massachusetts Institute of Technology, 6/62-6, July 1962, hectographed), pp. 9-11 参照。
- (一二) 本誌「近代化の動態」政治的近代化の動態を比較研究によって説明しようとした初期の基本方針を反映して、その中で R. LeVine, "Political Modernization and Research on the Process of Political Socialization," *Social Science Research Council: Items*, Vol. 13, No. 3, September 1959 参照。また「政治的近代化」に関する分析の方法論的展開については R. LeVine, "Political Socialization and Culture Change," in C. Geertz, ed., *Old Societies and New States: The Quest for Modernity in Asia and Africa* (New York: The Free Press of Glencoe, 1963) 参照。
- (一三) C. E. Black, *Russian History in the Perspective of Comparative Modernization* (mimeographed, undated), pp. 1-4 参照。また "Political Modernization in Russia and China," in K. London, ed., *Unity and Contradiction: Major Aspects of Sino-Soviet Relations* (New York: Fredrick A. Praeger, 1962) 参照。
- (一四) D. A. Rustow and Ward, R. E. *op. cit.*, p. 7.
- (一五) M. F. Millikan and Blackmer, D. L. M., eds., *The Emerging Nations: Their Growth and United States Policy* (Boston: Little, Brown, 1961), p. 19.

## 本章 政治的近代化の理論

### 第一節 C・E・ブラックの理論<sup>(一)</sup>

それがどのような形をとろうとも、近代化の理論を構成するには、時代区分の範疇の設定ばかりでなく、類型学的提示がなされねばならない。ブラックの論旨は、このような形で展開されはじめる。とはいえ、時代区分にしても類型化にして

も、「近代化」の文脈によつて現象を理解するためには、本来ならば記録された人間経験の多様性に完全に調和すべき概念的枠組の論理的正確さに対応するべきものでなければならぬ。しかし前章でのべたごとく、近代化の効果は一つの社会内においても、その社会全体のあらゆる側面、あらゆる水準にかかわつていふのだから、その全包括的な理論的対応は非常に困難であるし、また近代化の水準において、まつたく異なつたあまりにも多数の社会が同時に存在していることもあるから、理想的な分析規準は、少なくとも現時点では提出できない。また現在、近代化の分析規準の選択については、共通した承認がないし、<sup>(三)</sup>近代化の効果にかんして一貫した関連性をつなぎとめるだけの全包括的理論図式も提出されていないのだから、ここでブラックが暫定的にでも提出するだけの意味を有するデザインは、それがたとえ近代化過程の一面を反映するにすぎなくとも、比較という点では、かなりはつきりした基礎をあたえる規準を選出したものである。

この観点からすると、政治指導者たちが表明している近代化の計画を、その本質的特徴の一つとして論ずることは可能である。ブラックがこの点に注目して提出したのが、政治的近代化におけるリーダーシップの規準である。というのは、たとえば、経済成長の諸段階は、順次に政治的に組織化された社会の枠組内で進展するし、また政治的イニシアティブと規制に依存している、と認識できるし、その時代区分も、政治的に表現しなれば、より明確になるからである。ブラックが、時代区分の中心に、政治権力が伝統的指導者から、近代的指導者に移行する段階を設定し、類型化の場合には、近代的指導者が、政治権力を獲得し、その計画を実施するにさいして直面する特徴的な諸問題を取り上げたのは、右にのべた認識によつていふのである。

ブラックが政治的近代化の時代区分にたいして提出している範疇は、

- (1) 伝統的社会的の枠組内での近代性<sup>モダニティ</sup>の挑戦
- (2) 伝統的な政治的リーダーシップから、近代的リーダーシップ<sup>モダニティ</sup>への移行

## (3) 統合的社會の形成

## (4) 國際的統合

であり、この四範疇は、連続的發展線上に設定されている。第一の段階においては、近代的理念が伝統的社會に衝擊をあたえはじめるのだが、まだその社會には深甚で激烈な変化は生じない。しかしこの段階にはさらに、その衝擊をうける時期によつて三つの下位範疇が識別される。すなわち最も初期に近代化の衝擊をうける場合には、近代的な諸理念が展開される段階として規定される。第二は、より近代的な社會から、近代的諸理念が重大な意味をもつて、はじめて浸透しはじめる段階である。この二つの場合はどちらにしても、支配的立場にたつている寡頭政治家グループの側での伝統的生活様式からの離反と、近代化運動の開始という結果が生ずる。第三の場合には、ブラックの概念中で最も有効とされている「防衛的近代化」(Defensive modernization)の現象に導かれる。これは表面的な近代化の形態であり、ここでは官僚制、軍隊、およびそれ以外の諸制度が、伝統的な体制を維持する目的から、近代の方針にそつて再編成される。この段階にあつては、政治権力は比較的挑戦をうけることは少なく、伝統的精神をもつた指導者の手中に存続する。

第二の段階は、多数の変形が考えられる段階であるが、「伝統」勢力と「近代」勢力間の活潑な闘争の段階として特徴づけられる。しかも、その本質的特性は、三つの型で把握される。その第一は、政治指導者の側での近代化への決意の表明である。この決意は、伝統的な寡頭政治担当者内部の不満分子、ないし新しい政治的利益を代表する近代的指導者による革命の形をとる場合もある。また、伝統的な寡頭政治家そのものによつて、決意の着手が行われる場合もありうる。しかし、その決意を担当する者が誰であつても、近代化計画を實踐に移すにたるだけの確乎たる基盤と、広範囲にわたる承認が生まれるまでには、相当期間の政治闘争が予想される。第二の特徴は、圧倒的に農業本位的生活様式と強固な結びつきをもつている諸制度との効果的で、決定的な断絶である。このことは、工業的生活様式への移行を準備する。比較的閉鎖的な農業經濟を

有する場合では、この断絶によつて、国民の大部分が、伝統的な農業制度から激烈な形で解放される場合が多い。これ以外の社会では、この断絶は、農業の商業化、イデオロギーの変化、ないしそれ以外の制度的変化、しかも漸進的な変化の結果として生ずる場合も考えられる。第三の特徴は、政治社会の創出である。すなわち、近代化の過程で存続可能な形で、政治組織の創出である。この場合には、非常に多数の変形がある。たとえば帝国が解体して、その構成民族がそれぞれ、いくつかの民族国家に再編成されたり、新しい土地に移動して新民族国家を樹立したりするし、あるいはその初期の段階で近代化をになつた人びとが、その政治的權威を社会に拡大し、近代的な諸方針にしたがつて社会の再編成を行う場合もある。こうした諸変化を時間的連続線上に配置することはできない。だからこの種の変化は、実質的ではなくて、名目的に有効な政治制度と政治的変革とを識別することによつて評価される。

第三の段階では、主要エリート集団は、近代化そのものの意義については意見が一致しており、政治闘争はすでに伝統主義者と近代主義者との間で行われるのではなくして、近代化の諸計画についての対立的支持者の間で争われる。これまでの段階では、政治闘争は、基本的な社会革命と常に関連する傾向をもっているのだが、この段階では、むしろ反乱とかクーデターの形をとる。そしてこれまでは、伝統的社會の基礎となつていたイデオロギーに挑戦し、あるいは王朝的帝国そのものを脅かしていた革命勢力としてのナショナルリズムやリベリズムは、かちとられた新秩序の維持を目的とする保守勢力に転ずる。

第四の段階は、すでに国内の統合をなしとげた諸社会の国際的な統合可能への段階として特徴づけられる。しかしこの種の統合は、十九世紀におけるドイツとイタリア、また現在試みられているマレーシアに見られるような、近代化の初期の段階での、またその水準での「統一」とは区別されねばならない。ブラックが可能として考へている種類の国際的統合は、たとえばヨーロッパ共同市場にその萌芽を見いだすような、経済的、政治的に異質な現代的統合と考へられる種類のものでは

る。この段階は、もちろん、あくまでも一つの方向を示唆する形で提出されたものである。いつ、いかなる形で予想されるか、といった問題提起ではない。あるいは、二極型、三極型といった現実認識にも直接結びつくものでもない。しかし近代化過程を理論的に追求する場合、多数の現在の業績に見られる現状分析の水準に止まるだけのことを意味するのでは十分でないとするれば、なん等かの次の段階を予定することで理論が構成されねばならない。ブラックの提示は、こうした理論構成のための一つの試みだと理解されるべきである。

ブラックが時代区分と一組になるべき類型化を行っていることは、前にもふれたし、それが近代化になつている指導者が政治権力を獲得して、計画を實踐するにあつて直面する諸問題の主要な型を反映するべく考案されたものであることもべておいた。すなわち、まず第一は、近代化にはじめて着手しようとした社会の政治指導者が、外部のモデルによることなく直面し、解決しなければならなかつた問題である。もつともかれ等には、かれ等の国家が政治的、領土的構成の点で本質的に連続性をもつていたという利点があつた。第二の型には、政治的、領土的構成の点で、第一の型とは異なり、基本的に再編成を付随しているものが含まれる。この場合は、当然ナショナル・アイデンティティの樹立の問題が、最も顕著な争点となり、そして長期にわたつて中心的位置を占め、近代化の問題は、こうした問題につぐ位置に追いやられる。第三の型には、効果的な中央政府が長期にわたつて存続しているという伝統をもち、より近代的な国家によつて直接的な支配をうけずに、若干おくれ近代化に着手した社会が包含される。この種の社会では、伝統的指導者と近代化を担当している指導者との間に激しい闘争が予定されたが、その闘争は既存の制度と領土の枠組内で生じた。そして近代化は、先行諸社会のモデルから大きな影響をあたえられた。第四および第五の型は、近代化の水準の高い社会の直接的保護が、政治的近代化の主要因となつている社会である。すなわち後見的社会の問題である。第四の型として識別されるのは、伝統的制度が十分に発展をとげている社会であり、こうした社会では近代化は、この伝統的制度と後見下におかれた社会制度との相互作用の結果と

して生ずる。第五の型は、制度がまつたく未発展であるから、後見下におかれた社会の影響力がただちに制度的に大きく反映された社会である。以下詳述する。

第一の型は、「初期に近代化を推進したヨーロッパ社会とその派生社会<sup>オランコット</sup>」として統括される。すなわち、伝統的リーダーシップから、近代的リーダーシップへの移行が、十八世紀末までに生じた西ヨーロッパの社会に代表される政治的近代化の型である。ブラックはこの類型に、イギリス、フランス、およびオランダを包摂せしめている。そして派生社会には、アメリカ、カナダ、オーストラリア、およびニュージーランドが含まれる。イギリスでは、十七世紀中期に経験した革命の時代が、この移行期の発端となつているし、フランスの場合は、一七八九年がこれに該当する。低地諸国の場合は、そこでの旧体制は、フランス革命の戦の過程で打倒されている。アメリカは、一七七六年から一八六五年までに、カナダは一七九一年から一八六七年、オーストラリアは一八〇九年から一九〇一年、そしてニュージーランドは一八二六年から一九一七年までの間に、それぞれ移行をはたしていると評定される。

あらゆる社会において近代化が進行するにつれて、寡頭政治の指導者層はその範囲を拡大し、独占的規模は減少するといえ、政治の主導権はある程度まで寡頭政治担当者にあたえられていると考えるべきである。だから近代化過程にある社会、特に初期近代化段階にある社会では、伝統的寡頭政治家が主導権をにぎっているのか、リーダーシップから排除されているか、あるいはその程度が、決定的な問題である。この第一の型の社会にあつては、近代化を推進した主導権は、一般的に、伝統的寡頭政治家——たとえば国王、貴族、官吏——にあたえられたのではない。近代的諸理念をめぐり、近代的リーダーシップへの移行に導いた革命の先頭にたつたのは、学者、弁護士、商人であり、市民的意識をになつた人びとであつた。すなわちブラックの用語では、ここでは典型的に攻撃的近代化(aggressive modernization)の過程が見いだせるのである。そして攻撃的近代化が一般的に承認される程度に應じて、伝統的指導者集団と新しい指導者集団との権力の分担、そして後者

による前者の排除という過程が進行する。その移行過程は、相対的に漸進的、平和的であるが、徹底的に行われる。

前にも指摘したが、この型の社会には政治的、領土的な持続性という特性があたえられていたから、比較的良好な政治的安定を享受でき、政治的側面以外の近代化の諸側面により多くの時間を費すことができた。だから、おくられて近代化にのりだした社会の一特性をなすともいえる挫折感をともなつた逆上的ナシヨナリズムへの傾向は示さなかつた。

第二の型は、「ややおくられて近代化にのりだしたヨーロッパ社会と、その派生社会」である。この型の社会には、北部、中部、南部、および東部ヨーロッパの諸社会と、派生社会としてのラテン・アメリカとアイスランドの社会が含まれるとされる。ここにあつては、十七世紀およびそれ以後になるまでは近代的影响力は感得されなかつたのであり、主として近代の指導者層への移行はナポレオン戦争の過程、ないしそれ以後に生じたし、多くの場合、近代の指導者層が勝利を獲得したのは二十世紀においてであつた。

近代化に着手した当初の段階では、これ等の社会の大部分は、近代化の必要条件にかなうだけの政治構造、および領土的基盤をもたなかつたから、確実な政府と安定した領土の維持と確保が努力の中心的位置をしめており、伝統的指導者層から近代的なそれへの移行はおくれることになつた。またスペイン、ポルトガル、ウルガイ、ブラジル、アルゼンチンなどの例に見られるように、旧体制の頑強さによつて、移行がおくれた場合もある。たとえばドイツ、イタリア、およびユーゴスラヴィアでは、国家的統一と独立は、伝統的寡頭政治家によつて達成され、政治的近代化の主導権をにぎつたのもこの人びとであつた。他方、ギリシヤ、アルゼンチン、およびブルガリアなどでは、伝統的寡頭政治家は民族解放には興味を示さず、革命的指導者層が主導権をにぎつた。

第三の型は、「自力で近代化を推進しようとしたヨーロッパ以外の社会」で構成されている。この型に包含される社会は、ロシア、日本、中国、トルコ、およびイランなどによつて代表される。この社会の共通の特徴は、伝統を保持する点で有効

な政府を擁している点に求められるのであつて、この政府がより近代的な社会との接触の結果として十六世紀と十七世紀の間に近代化の衝撃をうけ、近代化の過程に決定的な影響力を行使したのであり、この社会に属する学者たちは、近代的理念を支える基礎知識を拡充する最初の動きには参加しなかつた。すなわち典型的には、しかも初期の段階では、伝統的な生活様式をより近代的な社会の侵入から保護するための防衛手段として、對抗的に近代化が発達したのである(防衛的近代化)。すなわち、比較的初期の段階に官僚制と軍隊の近代化が行われ、先進的理念と制度が、伝統的な政府の国内的地位を強化するために輸入される場合が多く、またその伝統的な政治体制が近代化の全過程にわたつて存続した場合もある。

この型の社会全般にわたる徹底的近代化は、なん等かの積極的措施をとることによつて社会がもつと進んだ水準に達するのだという啓蒙化された認識をいだいた伝統的政治指導者層に属する人びとによる革命の結果として着手される。この開始期は、政府の公式な決定に基づいているから、一般的には明白である。たとえばロシアは一八六一年(農奴解放)、日本は一八六八年(明治維新)、トルコは一八七六年(ムラド五世の即位と憲法の起草)、中国は一九〇五年(立憲大綱の確定)、イランは一九〇八年(アフマッド・ミルザの即位による憲政の復活と議会政治の確立)があげられるが、これ等の決定は、官僚や軍隊の中のものより近代的分子が、伝統的精神をもつた仲間たちに影響を及ぼした結果、行われたものである。この型の社会は、多数の先進社会の影響下におかれたが、自己の運命の決定権は内部に留保していたし、近代的理念と制度を適用可能な形に変えて吸収した。長期にわたる外国支配を必要としなかつたし、また拒否もしたという「防衛的近代化」の特性から、たとえばロシアと日本の例に見られるように、この型での近代化への主導権は伝統的政治指導者によつて掌握され、また伝統的リーダーシップから近代的なそれへの移行も、この指導者によつて導かれる、というコースも理解される。この移行期に重要な意味をもつた政治革命が存在する中国、トルコ、イランの場合にも、官吏とか将校のような伝統的に特権をあたえられていた集団の不満分子から、新しい指導者が生ずる傾向があつた。この革命は、寡頭政治的指導者によつて開始された近代化の実践計画

にかんする政策上の衝突の結果生じた指導者層内部の急激な變動に帰因するが、その革命的状況期に主導権を獲得しようとする努力した人びとの大部分は、すべて近代化論者であつた。

第四の型は、「後見下で近代化を行つてゐる発展をとげた社会」である。この型の社会の特徴は、近代的社会の諸原則にそつてゐる諸制度と、かなりの程度まで発達した伝統的理念を有する二元的構成である。中近東、南および東南アジア、蒙古、および朝鮮がこの範疇に含まれる。ここでの近代化過程は、より近代的な社会との最初の接触によつて誘発されたといえる。伝統的な形態の政府、社会組織、および文化は持続する。外国の支配者は、その都市的社会との政治的結帯を断ち切つてまで入植はしなかつたが、政治的代行者という位置を確保した。この種の外国支配は一般的には、対外関係、軍事問題、および若干の經濟問題に及ぶだけであり、地方的なインシアティブをかなりの程度まで許容することによつて、近代化の多数の側面を展開させることができる。しかし完全な水準での近代化の実施は、外国支配者によつて阻止されるから、より近代的な理念と制度の輸入によつて生ずる緊張状態は前述のごとく、極端な形での感情的ナショナリズムにつながつていく。外国の支配者は、この型の近代化、すなわち攻撃的近代化が、外国支配の終焉にまで到達することを知つていたから、あらゆる種類の遅延策がとられたことは、われわれの記憶に新しい。政治権力が原地の近代化担当指導者にひきつがれる移行過程にあつては、幾多の抗争が付随され、こうした状況裡にあつて達成された国家独立は、近代化の様式に持続的な効果をあたえてゐる。そして、徹底的な近代化過程がはかどらないことによつて、むしろその破壊的效果は滅殺されるにしても、<sup>(四)</sup>近代の諸規範の採用によつて、他のいかなる社会よりもこの型にあつては、不安定な効果もたらされる。完全独立の達成以後、この社会の政治指導者たちは、伝統的理念と制度からの重大な挑戦に直面しているから、近代化の中心的争点は、政治的再統合の問題となる。

第五の型として提出されているのは、「後見下にあつて近代化をはじめてゐる後進社会」である。この型は、伝統的理念

と制度が未発達で、近代的な社会の支配下におかれる場合が多く、しかも領土的に明確な基盤をもたない社会によつて代表される。すなわち一般的には、十八、九世紀にはじめて近代世界と意味をもつた接触をもつたアフリカと大洋州の社会の大部分がこの範疇の社会を構成する。この種の社会にあつては、それ自身が有する文化によつて、近代化に寄与することはほとんどないから、ほとんど全部を外国から輸入し、借用しなければならぬ。しかも独立の達成時にあつては、まだ尖鋭な形をとる近代化の問題は生じない。独立達成以後において、粗雑な伝統的理念と制度を、近代的なそれへと移行させようという要請が、むしろ散発的にでてくる場合が多い。しかしこの種の社会では、その文化が変化に適應する程度が非常に多様であると同時に、最も適應可能な水準にあるものでも、その伝統的生活様式が失なわれることへの不安はかくし切れない。近代化の効能への期待と、伝統への確信がともに確認されていないのである。だから、適切な監理下におかれれば、この型の社会が大規模な變動をとまなわずに、移行過程を歩むことは可能である。<sup>(五)</sup>しかし、この種の監理され、指導された移行は、ごく少数の場合にしか試みられないであろうから、大部分は広範囲にわたる激烈な分解作用にみまわれると予想される。

右に素描したブラックの理論構成は、一つには、新生諸国の成立にとまなつて、理性的、目的合理的に進捗するであろうと考えられた国家建設過程についての樂觀主義が、まさに当初にいだかれた期待の大きさを逆転した程度で悲觀論に連結している側面を説明しようとしている数限りない学問的業績と異質の観点に立とうとする努力の一顕現である。ロストウの理論もこの系列に属するものだが、ここで展開されているのは、現時点での新生諸国のひとりよがり、不毛に近い發展への空転を、冷徹な「歴史」現象の一こまとみようとすゝる意味で客觀性への意図を明らかにしている。その意志が、世界史的な時代区分と、類型化の武器の行使に表明され、具体化されようとしている。

(次に掲げるのは、ブラックが作成した図表である。)

	伝 統 期	近 代 期				* 統 合	国 際 的 統 合
		近代性の 挑 戦	伝統的な政 治的リーダー シップから 近代的リ ーダーシ ップへの移行	統合的の社会 の 形 成			
1. 初期に近代化を推進したヨーロッパ社会とその派生社会							
イ ギ リ ス	(世紀) 12th—16th	(世紀) 16th—17th	1649—1832	1832—1911	95	—	
フ ラ ン ス	12th—16th	16th—18th	1789—1848	1848—1930	74	1952	
ア メ リ カ	—	17th—18th	1776—1865	1865—1929	88	—	
2. ややおくれて近代化にのりだしたヨーロッパ社会とその派生社会							
イ タ リ ア	12th—16th	16th—19th	1805—1871	1871—	71	1952	
ス ウ ェ ー デ ン	12th—16th	16th—19th	1809—1905	1905—	80	—	
チェッコ スロヴァキア	12th—16th	16th—19th	1848—1918	1918—	61	—	
メ キ シ コ	—	16th—19th	1867—1917	1917—	43	—	
3. 自力で近代化を推進しようとしたヨーロッパ以外の社会							
ロ シ ア	13th—16th	16th—19th	1861—1917	1917—	52	—	
日 本	7th—16th	16th—19th	1868—1889	1889—	61	—	
中 国	7th—16th	16th—20th	1905—1949	1949—	13	—	
ト ル コ	15th—16th	16th—20th	1908—1923	1923—	23	—	
4. 後見下で近代化を行っている発展をとげた社会							
フィリッピン	? —16th	16th—19th	1899—1946	1946—	41	—	
インド	8th—16th	16th—20th	1919—1947	1947—	30	—	
エジプト	7th—18th	18th—20th	1922—1952	1952—	36	—	
5. 後見下で近代化を行っている後進社会							
ガ ナ	? —15th	15th—20th	1957—	—	10	—	
西 サ モ ア	? —18th	18th—20th	1962—	—	10	—	
ケ ニ ア	11th—15th	15th—20th	1963—	—	10	—	

\* 1950年代における農業、林業、狩猟、および漁業以外の職業についての経済的に活動的な人口百分率。

筆者注：ブラックによる国際統合段階の1952年は、「ヨーロッパ石炭・鉄鋼共同体」の成立を評価したものと考えられる。

(一) 本節は、C. E. Black, *Russian History in the Perspective of Comparative Modernization* (mimeographed, undated) に於てゐる。この論文は、Provisional Draft であるので、一切直接の引用はなし、ブラットの方法を紹介するに必要なかかりで、私の文章でこゝになおしてある。ブラットの教授通りの私信による。来年出版せざる教授の著書 (C. E. Black, *Modernization: Essays in Comparative History*) より、より推敲された形で発表せられるはずである。

(二) たゞ、この M・リンゼットは、富、工業化、教育、都市化を規準にとつて比較分析を試み、D・ラーナーは、教育、コミュニケーション、都市化、経済発展、および個人の参加の五要因間の相互関係を設定して中東の近代化の分析を試みてゐる。S. M. Lipset, *Political Man: The Social Bases of Politics* (New York: Doubleday, 1959), especially Chapter II 参照。また D. Lerner, *The Passing of Traditional Society: Modernizing The Middle East* (New York: The Free Press of Glencoe, 1958), pp. 43-107 参照。

(三) R. E. Ward and Rustow, D. A., eds., *Political Modernization in Japan and Turkey* (Princeton: Princeton University Press, 1964), especially Chapters 1 and 10 参照。

(四) M. F. Millikan and Blackmer, D. L. M., eds., *The Emerging Nations: Their Growth and United States Policy* (Boston: Little, Brown, 1961), Chapter III 参照。

(五) アフリカにおける近代化の二つの様式、すなわち近代、的なるものへの全面的開放型の近代化と、伝統への固執を中心とした部分的開放型ならし閉鎖型の近代化については、カーナとウガンダをとり上げたブラターの研究がきわめて示唆的である。D. E. Apter, "The Role of Traditionalism in the Political Modernization of Ghana and Uganda," *World Politics*, Vol. XIII, No. 1, October, 1960 参照。

## 第二節 S・E・アイゼンシュタットの理論<sup>(二)</sup>

アイゼンシュタットの意図は、ブラットの歴史的發展理論への構想と異なつてゐる。もちろん、世界史的理解に基礎をおいてゐることは確かであるが、力点はむしろ、近代的な政治体制の特徴と、社会的、経済的、文化的近代化というよりひろい枠組内で発展した諸条件が結合するところに生ずる各種の衝撃が、新しい型の政治的要請を持続的にひきおこし、それ等を中央政府が吸収しなければならぬ、換言すれば、いかなる近代的政治体制においても、新しい政治的要請がたえず発展する傾向をもち、それをなう新しい集団が、常に中心的な政治的軌道に組み入れられる過程におかれてゐる。だからアイゼ

ンシユタットにとつて「政治的近代化」の中心問題は、その政治体制がこういつた変化にもなつて生起する要請にみずから適合し、それ等を政策決定を通じて吸収し、また政治組織の不断の新しい要請と、新しい形の政治組織に直面した場合に、それ自体の持続性を確保する能力である、と規定される。

この問題意識からすると、アイゼンシュタットの接近方法は、ブラックよりもはるかに「政治学」的である。といふのは、アイゼンシュタットが基本的には、「変化の制度化」に照準された方法論をもつてゐるからである。<sup>(三)</sup> たとえば、G・A・アーモンドが展開した「利益接合」の型による分析からは、政治的支持の動員の諸類型の存在確認と、それからの政治体制の諸類型の識別への道がひらかれるが、とくに近代的政治体制において展開されてきた一般的な制度的対応は識別されないとの指摘は、かれの問題意識を端的に表明している。すなわち、利益接合のない手は、利益集団、社会運動、世論、政党であると指摘される場合が多いのだが、「利益接合」型による分析では、近代的政治体制における様態が、暗黙裡に、しかも頑迷に前提されており、必ずしも十分な反省が加えられていない。<sup>(四)</sup> だから中央政治制度が、直接的に集合機能をはたさねばならない政治体制(全体主義体制をここで考へてゐるのではなくて)は、この文脈からすれば、邪道であるか、前近代的として片づけられてしまう。アイゼンシュタットが、政治的要請のたえざる変化を処理する能力が政治的發展の決定的な検証点であるとして、それに対応する基本的な制度的枠組の同調程度に視座を移したのは、こうした分析枠組の「近代的」偏向の匡正への意図にほかならない。

「変化の制度化」の方法論は、政治的近代化の比較分析のためには、近代的な政治制度的枠組の初期の諸類型と、近代的な政治的枠組の制度化の過程との関係に焦点があわされる。その基礎的認識は、基本的な、近代的な政治的枠組の確立の初期の型は、新しい集団と階層が政治的により活潑になる場合に、もつと先の近代化の段階への一つの原型として決定的に重要でありうるのであり、この確立の初期の型は、さらにさまざまな水準の意見の一致が体制内で發展し、ないし維持され

うる程度にも大きな影響力をもつ、という点に集約される。

この近代化の制度化の初期の型は、三つの範疇において把握されている。第一の型としてアイゼンシュタットがあげているのは、西ヨーロッパ、チェコスロヴァキア、およびある程度までアメリカに確認されるものである。ここでの特徴は、比較的複合的な制度的類型の発展、および代議制議会、比較的強力な法律制度と権利の枠組をともなっているが、強力でも柔軟性にとんだ中央執行部の発達があり、参政権の拡大にもなつてより大規模な政党に次々に発展した当初は限定された寡頭制的な政治集団、および官僚制的な行政規模の漸次的拡大である。また、伝統的な支配集団から、国家の象徴的（シンボリック）首長としての非伝統的な主権者へと執行部が次第に変形する過程も、持続的に把握される。第二の型は、専制的、伝統的な場合が多い強力な執行部と官僚制が発展する一方、それとはむしろ対照的に立法的枠組と法律的枠組、および政党といった合法的、自律的政治組織が低い発展水準に止まることによつて特徴づけられる。この型に属する近代化の初期の制度型は、ドイツ、オーストリア、東ヨーロッパ、およびアジア・アフリカの植民地体制内で展開された。比較的専制的な執行部と官僚制の優位に特徴づけられたこの型の主要変種として、日本があげられている。この二つの型からの派生型として、十九世紀に発展したラテン・アメリカ諸国があげられる。ここでの特徴は、弱体な執行部と官僚制、および小規模な寡頭制的集団と派閥が、社会の非常に広範囲な部分にまで及んでいるごく少数の組織と結びついている型である。第三の型は、第二の型の崩壊に帰因する。すなわち、社会的、全国的な運動から発達した大政党的優位性が特徴である。この場合、一般的には執行部と官僚制に比較的力点がおかれ、立法部とか、言論機関はまつたく弱体である。たとえば、その極端な例はソ連である。その他、トルコ、メキシコ、および旧植民地諸国に実例が求められる。

ここで典型的に類型化された近代化の初期の枠組がどんなものであらうとも、この枠組の制度化が問題なく円滑に行われることはないし、反乱、暴動、ないし革命といったなん等かの激烈な形をとつて過去との断絶が試みられるのが一般である。

しかし、この種の断絶の特質、それと先行した制度的枠組との関係、およびその社会の文化的過去との関係、といったものは、国によつて非常に異なっており、こうした差異は、近代的な政治的枠組の制度化という観点からすれば、非常に重要な意味をもっている。

近代的な政治的枠組のこういつたさまざまな初期の類型は、政治制度の持続的安定性と、たえざる変化の吸収という意味での安定性にたいして、さまざまな反映のしかたをする。第一にあげた「複合的」類型は、この持続性と安定性において最も有効であつたことが歴史的に立証されているのだが、だからといつて近代的体制の初期の制度と、持続性および安定性とが一義的に相関すると規定してしまう性急さは拒否されねばならない（この指摘は、ある時点においての近代化の最適経路が、その社会のもつ多数の複合的な要因群から構成されている「近代性」と「伝統性」の均衡点において決定されるべきだという動態的な考え方に連結する——終章参照）。たとえば第一の型にあつても、フランスやイタリヤ、およびラテン・アメリカのような政治的安定や持続の点で充実に足りないものもあるし、これに反して第二の型にあつても、日本、ソ連、メキシコ、およびトルコのように、よしそれ等が時間的には西欧諸国ほど耐久性の点で十分に検証されてはいないとはいへ、変化を吸収する能力の点では、きわめて充実にしている実例もあげられる。だから、政治的近代化の制度化にたいする近代的な政治的枠組の初期の型のもつ重要性についての前述した仮定が正しいとすれば、この重要性がこの種の枠組の構造的、組織的側面にのみみいだされるとするのは、明らかに誤りである。第一に、政治体制の安定性と持続性の差異を説明できるような、こういつた構造的諸類型のいくつかと交差するような諸条件を確認できるかどうか、第二に、制度化の内的類型の可変性を全面的に説明できるか、またこうした諸類型がまったく偶然に発展するのかどうか、という問題が提出されよう。

アイゼンシュタットはここで、近代化過程と近代的な政治的枠組の確立の過程を、近代化を推進しているエリートと、広範囲にわたつた集団および階層との間のたえざる相互作用の過程としてとらえ、そこに分析を集中することによつて、この

問題にたいする回答を追求する。この分析的接近方法は基本的には、近代化の過程が、ウェーバーによつて分析された「カリスマの恒常化」の諸過程に類比されるという前提にたつてゐる。重要なのは、これまでほとんど着手されていなかった、革新運動になつてゐる諸集団と、より一般的な制度的背景との関係を識別することであり、そのために先行の制度的構成とエリートの社会的志向との関係がとらえられねばならなくなる。この相互関係の分析にさいしては、近代化活動を行つてゐる集団の制度的基盤と、それが働きかけてゐる制度的分野に力点がおかれるべきである。こうした問題提起にそうべく、さまざまな革新運動と近代化活動の初期の類型、および政治制度の初期の構造的類型と、成長を持続させようとする制度的類型の発展との間に、どの程度まで、またどのような関連性が認められるかを、以下考察してみよう。

西ヨーロッパにおける初期近代化を類型化すれば、そこでは近代化のない手が、経済、文化の領域において最も活動的であり、政治の領域における積極性は、はるかに劣つてゐたと指摘できる。すなわち、広汎な社会階層が経済的、文化的活動領域に編入された後で、政治的分野に組み入れられ、ある程度まで政党に統合された利益集団と社会運動に政治的に組織化されるようになつて、諸要請を政治の中枢に接合することが可能になつたのである。イギリス、スカンジナビア諸国、およびオランダは、先行の政治的、制度的構造が比較的柔軟性を有してゐたから、革命とか暴動があつたにもせよ、革新集団の要請や志向を、そうした軌道にのせることができた。だからここでの革命は、過去との隔然たる断絶にも導かなかつたし、分裂の恒常化という結果をもたらさなかつた。アメリカにおいては、この過程はもつと円滑に進められた。すなわち、ここで観察されることは、革新活動を行つてゐる集団の制度的編入、当時の政治構成のもつ柔軟性、および大規模集団の近代化うけ入れ態勢が準備されてゐたこと、が結びついて、一般的には、近代的な社会組織と志向の漸進的制度化、特殊に、近代的政治制度の漸進的制度化が推進された過程である。

東および南ヨーロッパでは、この過程は異なつてくる。たとえばフランスにあつては、先行政治制度の柔軟性は乏しかつ

たし、中央の政治的象徴および枠組内では、革命以後のフランス近代史によつても明らかかなように、常に分裂が表出し、その克服、和解が確定的になされなかつた。<sup>(七)</sup> 統一後の組織型が、ある程度までイギリスやスカンジナビア諸国と類似しているイタリヤでは、初期近代化は革新集団や社会階層になられたというよりも、政治的、外交的操作と、官僚集団の活動によつて行われた。<sup>(八)</sup> この二事例においては、比較的閉鎖的で、中央政治制度との結びつきをもたない利益集団と社会運動が發展する傾向があり、かくてそれ等はより大規模な政党的枠組に統合される傾向をもたず、だから小政党分裂的志向をおびることになる。ドイツでは伝統的な専制政治指導者の側で、近代的な政治体制を自己流にはたしたが、オーストリア、ロシア、東欧諸国にあつては、先行政治制度は柔軟性を欠いていたから、新しい志向や要請をくみ入れることはできなかった。また集団や階層の側でもみずから近代化への態度をととのえることはできなかった。そこでは、政治制度との伝統的な関係を通じて諸要請を提出できたし、そうした文脈拘束的な利益集団も発達させたのであるから、より包括的な枠組に統合されることもなく、一般的な目標への志向も展開できなかったのは当然であつた。だからここでは、制度的分野における近代化の様相は、現実により対応した形で、さまざまな結果に依存した。すなわちここでの發展は、工業化よりも、政治的、イデオロギー的要請がいち早くもりあがる点で特徴づけられる。<sup>(九)</sup> この特徴は、近代化をになつたエリートの二集団を考察すれば容易に理解される。第一のエリート集団は、技術、経済、および行政の分野に限定された近代化をコントロールすることに専念した専制的、伝統のないし準伝統的支配者集団であるが、この集団の実践面は、せいぜいのところ農民の隷従といつた社会構造の「封建的」側面を廃棄する姿勢をとる程度のものであつて、もつと影響の大きい変化へと導くような改革を行い、あるいは育成するという理念はもたなかつた。もう一つのエリート集団の方は、弱体でもあり、結合力も虚弱な社会階層に基礎をもつていたが、政治的、イデオロギー的水準での近代化の諸問題にたいする見解の点ではきわめて激烈であるが、経済とか市民的分野においては積極的でない、いわば知的集団である。この集団は、中央政治制度とか大規模な階層にたいす

る影響力の点ではそれほど効果的ではなかつたし、近代化の方向に動員する点でも有効ではなかつた。だから、社会内部で近代化を徐々に沸騰させていくという形での市民的成熟を育成できず、恒常的緊張状態におかれた社会が一举に革命に暴発することになる。<sup>(二〇)</sup>

日本の近代化は、一方においてはイデオロギーと、他方においては強力な専制的エリートを擁する諸国との混合体制における現象とみられるだけに、ここで論じられるべきであろう。日本の特性は、専制主義的な寡頭政治が比較的長期にわたつて近代化過程を指導し、コントロールすることができ、しかも新たに発達してきた多数の社会勢力を、自身で樹立した枠組内に吸収しながら着手した近代化の唯一の実例である、とされる。その寡頭制的執行部は、前述した中部、および東部ヨーロッパのそれとはまったく異なり、先行体制にはかわりをもたず、<sup>(二一)</sup>従来<sup>(二二)</sup>の支配集団に断乎たる反対の態度をとつて、伝統的な基礎をもつた中央政治的象徴と枠組を展開し、しかもかなりの程度の柔軟性を備えていた。こうしたエリートたちは、政治的分野ばかりでなく、教育や経済の分野においても活動し、(初期における強制措置以後に諸階層のもつ伝統的感情に結びついていつたのであるが)、都市および上層農民集団といつた非常に活潑な社会集団からの支持をえて、<sup>(二三)</sup>政治的諸権利を認めることなく、官僚的手段を通じて、新しい中央の枠組に編入することができた。

十九世紀におけるラテン・アメリカ諸国の大部分の状況は、だいたい近代的な形式をもつた政治的枠組を確立することに集中し、文化的には主としてヨーロッパ中心部に準じ、経済的には地主層といくつかの伝統的な都市職業集団に基礎をもつた比較的弱体で、寡頭制的なエリート支配によつて特徴づけられる。他方、主としてインディアンや、まったく非力なクリオール人とか移民から構成された大集団や階層は、ほとんどそれ自身の閉鎖的社会を形成しており、より広い枠組に参加する方向もたどらず、そうする能力も発展させなかつた。ラテン・アメリカでは、近代化への強力な行政措置も、組織化された社会運動も、また活動的な知的集団や政党も、長期にわたつて発達しなかつたことは、この特徴から容易に理解できるで

あろう。外部世界の発達と移民による衝撃によつて、比較的強力な執行部が発達し、近代化を推進した集団や政党が生まれたのは、十九世紀後半から二十世紀初頭になつてからであつた。この二つの発展方向は、メキシコでは革命にまでたかめられた結果、大規模な変化を吸収しうるこの地域での唯一の新しい近代的政治体制を生みだすにいたつた。<sup>(二三)</sup> 他の諸国では、この二集団は対立関係におかれた場合が多く、エリート側では近代化運動を、運動側ではエリートをそれぞれ打倒する点に努力を集中したが、<sup>(二四)</sup> ブラジルやアルゼンチンのように、共通の安定した制度的枠組の欠如の上に、両者間の非常に不安定な均衡状態を生みだしたものである。<sup>(二五)</sup>

旧植民地の新生諸国の場合には、比較的専制的な執行部が限定された範囲の近代化に着手した結果、全体主義的な社会的、ないし民族的な運動にたかまつていくという特徴をそなえた社会に類似している。植民勢力と植民地社会の最初の出あひも、非常に限定的な近代化運動と、それ自身の社会のみに関心をもちた保守的な専制的執行部との出あひと類似している。だから、植民地化の過程と、国際的な進歩の過程とは均衡をたもちもせず、かくて緊張状態を生みだす結果となつた。ここでの近代化をになつた民族主義運動の中核となつたのは西欧化された集団とエリートであるとされるのが通常であるが、かれ等の近代化志向を特徴づけているのは、政治的分野における近代化に最重点がおかれ、経済的領域には相対的に弱い力点がおかれていたことであり、これ等集団の基本的な内部的価値志向の再規定、再構成といつた文化的次元には、ほとんど照準がなされない場合が多かつた。<sup>(二六)</sup> したがつて、抬頭しつゝあつた民族主義エリートとその社会の階層との関係は、ほとんど政治的分野に集約的ならわれることになる。この種の社会にあつては実際には、社会生活の、特に経済的分野と社会的分野における「崩壊の過程」が体験されるのだが、こうした体験が、社会集団や階層の内的な、自律的な近代化志向とそれほど密接な関係をもたなかつた。独立が達成されると、民族主義エリート側では、全面的な近代化への意志表示を行い、新しい近代的な政治的枠組や制度を樹立するかたわら、自己の権力維持という二面的な課題をになうことになる。こう

した初期近代化状況から、一つには寡頭制的、エリート支配の状況と、もう一つには專制的な支配状況が生ずる傾向がでてる。他方集団や階層の側では、他の状況とはまったく異なり、普通選挙制度、それに帰因する高度の政治参加、政党ないし政党的な諸活動が最初から所与としてうけとられる。このエリートと集団とのそれぞれの側で展開した特徴的な諸要因が結びついて、たとえばE・シルズが提出したような多様な政治体制が生ずる。<sup>(二七)</sup>しかしその政治体制の型がどうであろうとも、一般的には、その体制が変化を吸収する制度的能力は、変化への意欲に較べればきわめて低いといわなくてはならない。この吸収能力の低さにもかかわらず、こうした変化を制度化する試みがなされねばならないのだから、ここでは、政治的意志決定機関としての執行部と政党に大きな比重がかけられてくる。すなわち執行部と政党は、政治的革新運動のみにない手であると同時に、その制度化機能をもなる二面性をもつのである。しかし執行部の機能の効果的実施能力が限定されていて、それ自体の持続性と安定性を維持することがむずかしい場合も多いし、集団の側にしても有効な利益代表機能をはたすだけの組織化の程度も、自律性もたない場合が多いから、官僚制と政党がそれぞれ、そうした未熟な運動傾向を集中的に体现して、社会変化の代行者としての機能をはたす傾向が強くなる。<sup>(二八)</sup>この社会においてエリート間の分裂の頻度がたかいかいのも、制度化の初期の段階で、変化を吸収するだけの政治的枠組を確立できなかったことによるのである。この分裂傾向は、民族主義エリートによつて代表されていない政治勢力——たとえば労働組合、新しい農村指導者や地方指導者——が抬頭する段階にいたつて決定的となり、初期の体制が崩壊する水準にまで達する場合がでてる。<sup>(二九)</sup>

これまでの論議から、近代化をになつていくエリートの諸類型、近代化へのかれ等の態度、および政治体制の構造<sup>1)</sup>制度的な諸類型の発展とその手段、との関係が一般的にみいだされよう。すなわち、寡頭制的、エリートは、限定された執行立法、および法律的枠組によるうとし、ある程度までは世論に依存しようとする場合が多い。比較的狭い範囲の近代化目標に着手する專制的、エリートは、執行部と官僚制を利用しようとするが、社会運動や民族主義運動から抬頭した「運動」エリ

トは、比較的新しい政治構造の形成に着手し、一枚岩的な、ないしは「支配的」な政党という手段を發展させ、コントロールする傾向がある。この種のエリートが比較的限定的な範囲での集団の政治参加という条件の下で發展し、機能するかぎり、かれ等が展開する政治組織の範囲も狭い。一方では、比較的高度の政治権力が存在し、政治的要請がたかまり、かつ拡大しているのであれば、かれ等は大衆政党とか広汎な官僚組織といった広範囲で、包括的な政治組織を發展させる傾向も強くなる。第二に発見される関係性は、政治組織やさまざまな集団が展開する要請は、それ等の内部的鞏固性と、その自己近代化の程度に大きく依存している、ということである。こうした集団が比較的高度に發達し、また経済的、社会的分野において分化しているかぎり、その集団内部の自己近代化の程度が低くとも、さまざまな利益集団とか運動となつて、政党のような広汎な枠組に接合されるだろうが、エリートと集団との間に対立関係があつたり、相互無視的な冷淡さがある場合には、政党に統合されない分離主義的利益集団、ないし過激主義的社会運動が展開される傾向が生ずる。しかし、この種の集団が近代化活動を行つているエリートにたいして積極的な態度をとつていれば、その自己近代化の程度が低くとも、政党への統合傾向がでてくるであろう。

先行している制度的枠組、エリートの活動、および集団と階層のもつ政治的志向との間の相互関係からさまざまな型の近代的政治制度の初期の枠組が發展した、という前提が、この分析で一般的に検討されたのであるが、ここでふたたび前述した留保条件が確認さるべきであろう。すなわち、この種の枠組の制度的、組織的な型と、変化をたえず吸収し、成長を持續的に育成する制度的傾性との間には、いかなる必然的な一義的關係も存在しない、という留保である。たとえば、ある發展段階と条件の下で、変化の吸収能力の点でいかに有利な体制であつても、変化を持續させる点ではむしろ有害であるような制度的枠組もあることが、前述の分析からみいだせるのである。この「有利さ」という視角からすると、次のような一般化が可能である。すなわち、複合的初期型においては、執行部、立法部、および政党の間に政治活動が普及するし、比較的柔

軟な中央政治的枠組が存在し、また経済や社会的分野における最大の規模をもつ階層の自己近代化が、それ等の中央的枠組への統合に先行している場合には、政治参加度が低くとも、その初期型は、変化の制度化をになつた近代化の代行者として最も有利である。

政治的枠組が連続しているという伝統をもたず、大規模な集団が政治的に高い参加度をもつており、また経済的發展度が低い、ないし停滞しているといった条件の下では、この「複合型」で出発すれば、たゞざる変化を吸収する制度的枠組の能力はそこなわれるし、政治活動の水準は低下し、沈滞的で、効果を發揮することのない擬似近代的体制にいきつくことである。すなわち、そこではさまざまな形態の一枚岩的で、有力な政党とか、伝統的な寡頭制的枠組が容易に展開されるであろう。もちろん、変化を吸収するこの種の能力が、こういった各種の枠組だけにあたえられるのではなく、その發展の程度は、さまざまな要因に依存するのであるが、これまでの比較分析からえられたところでは、近代化活動を行つているエリートのもつ利益と、集団および階層の結束の中心となつている利益との間に近似性があるという点、特に重要である。両者間になん等かの利益的近似性があれば、消極的かどうかは別として、政治的近代化過程は比較的円滑である。この条件下では、エリートの側での制度化能力が増大するのは当然である。また集団や階層の側でも、それ等が強力になり、内部的結束が充実してくるにつれて、制度的分野での近代化過程に渋滞なく参加する程度がたかまり、第一に、近代的制度と組織を動かさうる手段の範囲も拡大され、第二に、現実的な政治的要請を接合し、エリート側の政治的目標や政策の形成に影響を及ぼさうる点にまで到達する。

変化を吸収し、制度化することに比較的成功した諸事例に共通した初期枠組の特徴を抽出すれば、吸収を可能にする諸条件の確認に一步近づけるであろう。第一の特徴は、中央の社会的、政治的制度和象徴に変形を加え、再構成をはたすことによつて、初期の構造的枠組をより柔軟にし、分化する点で成功をおさめた努力である。こうした努力は通常、さまざまな地

方的、部分的に特有な伝統と象徴を否定することなく、これ等に基づいてより広汎で、承認もされた枠組として中央の領域に組み入れる過程に表明される。第二の特徴は、社会的手続きの点での意見の一致が展開されることを保証する政治的ゲームの柔軟なルール——選挙制度——の確立と制度化の成功に求められる。第三は、政治的、行政的活動をたえず実践し、ある程度まで自律的な活動の水準を確立し、維持することの成功である。

かくして、これまで分析し、識別を試みてきたように、変化過程にある政治的要請と組織を吸収する側面と、政治的革新運動のたえざる制度化の側面——アイゼンシュタットの用語法によれば、政治制度の革新的側面と恒常化的側面——が政治的近代化の決定的な検証点となるのであり、この両側面の可能性は、政治的な諸枠組の機能、それ等の間の持続性、およびより革新的な組織や機関が樹立される程度に依存するのである。そして、近代的な政治体制のもつ持続性の基本的前提条件を構成している各種の協調関係の制度化が達成されたのは、近代化初期における制度的機構がそれぞれの機能がある程度まで完全にはたし、たえず相互的に作用したことに帰因するのだし、そうでない場合には、不安定ないし停滞的体制を招来する結果を生みだしたのである。

(一) 本節での論旨は、次の二論文を中心として展開される。引用の許可はマイゼンシュタット教授よりいただいたが、ここでもブラッタの場合と同様だ、原則として直接の引用は行わずに紹介する。S. N. Eisenstadt, *Initial Institutional Patterns of Political Modernization—A Comparative Study*, 1963 (to be published in *Civilizations*), and *Political Modernization: Some Comparative Notes*, 1963 (The Eliser Kaplan School of Economics and Social Science, The Hebrew University, Jerusalem, Israel; Political Science Section and Center for International Studies, Massachusetts Institute of Technology, hctographed).

(二) この点については別の機会に論ずるつもりであるが、マイゼンシュタットの次の諸論文を参照された。"Institutionalization and Change," *American Sociological Review*, Vol. 29, No. 2, April 1964, "Social Change, Differentiation and Evolution," *American Sociological Review*, Vol. 29, No. 3, June 1964, *Modernization: Growth and Diversity* (The Carnegie Faculty Seminar on Political and Administrative Development; Bloomington, Indiana: Department of Government, Indiana University, 1963) and "Breakdown of Modernization," (mimeographed, undated, to be published in

*Economic Development and Cultural Change*)

- (三) G. A. Almond, "Introduction: A Functional Approach to Comparative Politics," in G. A. Almond and Coleman, J. S., eds., *The Politics of the Developing Areas* (Princeton: Princeton University Press, 1960) 参照。
- (四) 利益集団概念が、アメリカの概念でやむを得ないの限界や指弊については R. C. Macridis, "Interest Groups in Comparative Analysis," *Journal of Politics*, Vol. XXIII, No. 1, February 1961 (雑誌『R・C・マクリディス「比較分析」から見た利益集団」・本誌・川田泰一博士・一九六一年一月）参照。また J. La Palombara, "The Utility and Limitations of Interest Group Theory in Non-American Field Situation," *Journal of Politics*, Vol. XXII, No. 22, No. 1, February 1960 参照。利益集団の理論的諸問題については、雑誌『現代政治と利益集団——その理論的考察』(一)(二)・本誌三五卷・九・一〇号(一九六二年九月・十月)参照。
- (五) *Modern Political Parties: Approaches to Comparative Politics* (Chicago: Chicago University Press, 1956), H. H. Eckstein, "The British Political System," in S. H. Beer and Ullam, A. B., eds., *Patterns of Government: The Major Political Systems of Europe* (New York: Random House, 1958), S. E. Finer, "Great Britain," in R. C. Macridis and Ward, R. E., eds., *Modern Political Systems: Europe* (New Jersey: Prentice-Hall, 1963), J. A. Lauweys, ed., *Scandinavian Democracy* (Copenhagen: Universites-Bogtrykkeri, 1958), especially Chapter III, D. A. Rüstor, "Scandinavia: Working Multiparty System," in S. Neumann, ed., *op. cit.*, D. Thomson, *Europe since Napoleon* (London: Longmans Green, 1957).
- (六) S. M. Lipset, *The First New Nation: The United States in Historical and Comparative Perspective* (New York: Basic Books, 1963), especially Part I and II, W. N. Chambers, *Political Parties in a New Nation: The American Experience, 1776-1809* (New York: Oxford University Press, 1963).
- (七) S. Hoffmann, "Protest in Modern France," in M. Kaplan, ed., *The Revolution in World Politics* (New York: John Wiley, 1962), N. Wahl, "The French Political System," in S. H. Beer and Ullam, A. B., eds., *op. cit.*, S. Hoffmann, ed., *In Search of France* (Cambridge: Harvard University Press, 1963) 参照。
- (八) D. Thomson, *op. cit.*, G. J. Magrons, "Italy," in T. Cole, ed., *European Political Systems* (New York: Alfred A. Knopf, 1961), C. A. L. Rich, "Politics and Government of Italy," in C. A. L. Rich, ed., *European Politics and Government. A Comparative Approach* (New York: Ronald Press, 1962) 参照。
- (九) S. Neumann, "Germany: Changing Patterns and Lasting Problems," and A. Gyorgy, "Satellite Parties in Eastern Europe," in S. Neumann, ed., *op. cit.*, H. J. Spiro, "The German Political System," and A. B. Ullam, "The Russian Political System," in S. H. Beer and Ullam, A. B., eds.,

op. cit. 参照。

- (10) F. Venturi, *Roots of Revolution* (New York: Alfred A. Knopf, 1960), ㉗㉘ A. Yarmolinski, *Road to Revolution* (New York: Collier Books, 1962) 参照。ドイツにおいては、こうした緊張状態は、専制的エリートが非常に特殊な形で近代的政治構造への上からの意図を成功させ、一時的、部分的に克服した。篠原一「ドイツ革命史序説」(岩波書店・一九五九年)。
- (11) 日本とドイツの近代化の先行条件についての与えられた分析は、R. Bendix, *Precondition of Development: A Comparison of Japan and Germany* (hactographed, 1963) にみいだされる。ここでメンデルソッソスは、近代化が工業化という「部分的発展」として開花し、むしろ部分的発展が原則であることを立証しつつ、未来の「発展」は、ある程度まで、伝統と近代の変動しつつある混合状態の文脈内で、集団関係の政治的操作に依存するのだ、と示唆している。
- (12) 日本の近代化についての外国人学者の見解は、“Studies on Modernization of Japan by Western Scholars,” *Asian Cultural Studies* 3, International Christian University Publication III-A (Tokyo: International Christian University, October 1962) 所収の諸論文、特に R. N. Bellah, Values and Social Change in Modern Japan 参照。また R. E. Ward and Ruslow, D. A., eds., *Political Modernization in Japan and Turkey* (Princeton: Princeton University Press, 1964) 所収の諸論文参照。
- (13) N. Ching, *Mexico: Revolution to Evolution* (London: Oxford University Press, 1962), R. E. Scott, *Mexican Government in Transition* (Tribana: University of Illinois Press, 1959) 参照。
- (14) K. H. Silvert, *The Conflict Society: Reaction and Revolution in Latin America* (New Orleans: Hansen Press, 1961), J. Johnson, *Political Change in Latin America: The Emergence of the Middle Sectors* (Stanford: Stanford University Press, 1958), ㉗㉘ A. C. Wilgus, ed., *The Caribbean: The Political Problem* (Gainsville: University of Florida Press, 1962) 参照。
- (15) G. Penda, *Argentina* (London: Oxford University Press, 1961), ㉗㉘ G. I. Blacksten, “Political Groups in Latin America,” *American Political Science Review*, Vol. LIII, No. 1, March 1959 参照。
- (16) S. N. Eisenstadt, *Essays on the Sociological Aspects of Political and Economic Development* (The Hague: Mouton, 1961), ㉗㉘ J. H. Kautsky, “An Essay in the Politics of Development,” in J. H. Kautsky, ed., *Political Change in Underdeveloped Countries: Nationalism and Communism* (New York: John Wiley, 1962) 参照。
- (17) シルズは、政治的発展の選択的コースとして次の六体制を提起している。
- (一) 政治的民主政治 (Political Democracy)
- (二) 後見的民主政体 (Tutelary Democracy)

- (iii) 近代化過程による寡頭政治 (Modernizing Oligarchies)
  - (iv) 全体主義的寡頭政治 (Totalitarian Oligarchy)
  - (v) 伝統的寡頭政治 (Traditional Oligarchy)
  - (vi) 伝統主義的で神政的な寡頭政治 (Traditionalistic and Theocratic Oligarchies)
- E. Shils, *Political Development in the New States* (The Hague: Mouton, 1962).
- (一七) J. La Palombara, ed., *Bureaucracy and Political Development* (Princeton: Princeton University Press, 1963) 所収の諸論文、および S. N. Eisenstadt, "Problems of Emerging Bureaucracies in Developing Areas and New States," in B. F. Hoselitz and Moore, W. E., eds., *Industrialization and Society* (The Hague: UNESCO-Mouton, 1963) 参照。
- (一八) H. Feith, *The Decline of Constitutional Democracy in Indonesia* (Ithaca: Cornell University Press, 1962), 44頁 K. bin Sayeed, "Collapse of Parliamentary Democracy in Pakistan," *Middle East Journal*, Vol. 13, No. 4 Autumn 1959 参照。

## 終章 政治的近代化理論の諸問題

### — 評価と批判 —

前章では、政治的近代化の歴史的発展理論の一つの型としてのブラックの理論と、政治体制、それも近代化の初期の段階に存在した政治制度といった主体的要素を考慮した個別的理解からの比較分析への努力の一形態としてのアイゼンシュタットの理論を紹介したが、こうした理論的提起の意義と批判への導入部として、現代アメリカ政治学にたいするいくつかの指摘からはじめよう。

現代アメリカ政治学の特徴といわれるものは、政治の法律的構造と公式の制度を背景におしやり、政治生活の現実相にきわめて大きな力点をおいた構造—機能論的分析方法に求められる。すなわち、アメリカの政治過程についての経験的分析から生じたモデルは、政治構造を、行動の基本的な文化的、歴史的類型の具体化だとして認識し、また政治過程の動態は、競争的に政策を形成し、政治過程に影響を及ぼそうとしている広汎な社会的、経済的基盤から生ずる圧力と勢力から構成され

る、という認識にたつている。<sup>(二)</sup> こうした認識が後進諸国に適用された場合、たとえばL・W・パイが指摘しているように、むしろ誤てる分析原理として作用したのではないか、という疑念がもたれていた。すなわちこの場合の図式は、政治体制の「入力」(input)は社会全般から生ずるのだが、「出力」(output)は政府の政策の形をとつて生まれ、その際の政策上の出力によつて社会生活の諸条件が変化し、その変化から新しい圧力が生まれ、新しい政治的要請となつて入力を形成するという動態理論に表現されている。<sup>(三)</sup> しかし、アメリカ政治学がそのエネルギーを傾けて理解に努めてきた後進諸国にあつては、動態変化の源泉となつているものは、政治のフォーマルな構造を統御する少数の支配的エリートである場合が多く、その場合のフォーマルな構造は、前述のごとく土着の文化類型の制度化ではなくて、輸入品でしかないし、それを土着化する程度は未熟である。だから、政治をインフォーマルな水準でのみ理解しようとした一群の社会学者は、政治社会が形成されるまでにいたつていない国家に、アメリカの社会分析で成功した手法と知識を適用した場合に、たとえば、ごく最近までの業績に多くみられたように、そうした社会を「非西欧諸国」として特殊化し、そこでの政治過程を、「西欧諸国」との対比において識別しようとする傾向があつた。こうした方向にそつて、「非西欧」社会の特質についての学問的資産が累積される一方で、先にのべたように利益の循環過程として「政治体制」をとらえる比較政治学の分野での「西欧」と「非西欧」を連続的に分析する方向での展開がなされた。他方、従来の「地域」概念を捨象するべく「政治文化」論が導入された。<sup>(四)</sup> これ等の試みは、次第に世界全体を統一的に再構成するだけの基盤への醸成に向かつていたことのあらわれでもあつた。すなわち、「あらゆる政治体制は、文化的意味において『混合』的体制であり……『合理性と伝統との混合形態である』」<sup>(五)</sup> のだから、近代社会⇨合理的社会、伝統的社会⇨前近代的、非合理的社会というきめつけは、まったく意味を失ない、「あらゆる政治体制——発展をとげた西欧的政治体制も、発展度の低い非西欧的政治体制も——は、過渡的体制である。換言すれば、文化的変動が現に起りつつある体制である」<sup>(六)</sup> という認識に達し、「近代的社会」と「伝統的社会」は、理想型概念として定礎さ

れ、方向をみさだめるための指針として意義をあたえられるにいたつたのである。ここまでに到達した認識によつてはじめて、E・シルズが主張しているように、「伝統的な信念と行為の類型が、社会の近代的な部分に浸透していくしかた、すなわち伝統的なものと近代的なものが相互に作用し、また融合する、方法を理解しようとする<sup>(七)</sup>」姿勢がうたされる。すなわち、伝統的なものの近代化と、近代的なものの伝統化の二つの過程がつきあわされる過程としての、「近代化」の認識である。あるいは、近代的社会において伝統的なものが滲出し、伝統的社会に近代的秩序があらわれてくる局面に考察が集中されうるといふ承認によつて、従来の「近代」と「伝統」の二分法の融合的見地からの再検討が導きだされる。この点からすれば、「人間の行為と制度は、時間的なひろがり、周期的、発展的類型を有しているのだ<sup>(八)</sup>」から、現在盛行している面接調査をふくむ調査研究からえられる直接的結果はきわめて危険なものになる。それを免れるためには、それによつて「一時的ペースペクトイブにおける歪曲から生ずる誤りを、われわれが匡正することができる<sup>(九)</sup>」ような歴史的研究との協同研究が唱導されねばならない。それは同時に、現在新生諸国研究において基本的とされている社会全体についての包摂的見解への要請にも対応できる。

こうした観点からすれば、政治的近代化の歴史的發展理論としてこれまでに提出された唯一の理論としてのブラックの理論構成のもつ先駆的意義は十分首肯できよう。もちろんかれの理論が、世界史の重みにたえうるだけの内実をもつていてはいいがたい。歴史的解釈については、ブラックの今後の推敲が期待されるし、またその結果、社会的類型の変更もなさるべきであるが、私の最もひつかかる点はむしろその時代区分である。前述したようにブラックは、その時代区分の次の段階に「国際的統合」をすえたのであり、ヨーロッパ共同市場がそれへの一つの準備段階であろうとの指摘が加えられているから、もしこのスキームを固執するかぎり、フランス、ドイツなどが近代化の水準で最も高いところにあるということになつて、救いがなくなつてくる。たしかに「国家的統合」までで發展段階説をとじることができないことは了解できる。しかし

「国家的」から「国際的」は、いささか荒つばい段階設定である。「国際的」が、国連を中心にした世界政治の発展といつたものならば、まだまじだが、国連が常に、そして強力な機関であるというのと、国連にたくす夢とは異なるはずである。

私は次の段階に「福祉国家」段階を設定したい。民主主義国家であろうと全体主義国家であろうと、「福祉」の達成を標榜することなく現代国家たることはできないし、そのあらゆるバリエーションが許容されるところに、この段階がより現実可能な面を十分そなえているといえるはずである。ヨーロッパ共同市場という現代における国家連合も実は、いかにして福祉を増進するか、という問題への一つの対応策なのだから、「福祉国家」段階の主張の方がより妥当である。しかも「福祉国家」はリーダーシップの政策から評価されるのだから、ブラックの時代区分の基準に合致する点でも一貫する。

アイゼンシュタットの理論の方が私にとつては興味がある。というのは何度もふれたことだが、長い間機能論に雌伏を余儀なくされてきた政治制度論の現代的展開の一つの可能性を、それが示唆しているからである。このイスラエルの社会学者は「政治」という現象が、しよせんは個々の人間にまで分解されるべきものではなく、フォーマルな制度を中心にしてしか理解できないのだという古典的な信条をふたたび宣言しているのである。社会的に発生する変化——それが西欧からの衝撃によつてもたらされた後進社会におけるにもせよ、あるいは産業革命や宗教改革によつた西欧社会にもせよ——を、制度がどのようにうけとめ、吸収し、そしてまたその変化を過程として、持続させていくか、の点に考察を集中することが、「個別的な項目の列挙と、その相互関係から、歴史上の社会と現代の社会にまでわたつている社会の全範囲にかんする組織的な吟味によつて形成され、また特殊な事例の分析と説明に用いられる普遍的な命題にいたる発展」<sup>(1)</sup>の中間段階にある比較分析の方法の中できわめて有効な政治学的方法であるといえる。

ここでは、「近代的な政治体制の持続性の基本的前提条件を構成しているさまざまな協調関係の制度化を達成したのが、こういうた制度的機構間のたえざる相互作用であつたし、また近代化の初期の段階においてこの種の機構が役にたたなかつ

たことから、不安定的で、停滞的な体制の発展を招来する<sup>(二二)</sup>という仮説が前提とされているから、歴史的分析の対象にもなりうるし、現代的時点での分析の対象にもなる。すなわち、アイゼンシュタットの提出したスキームは、西欧と非西欧、伝統的社会と近代的社会の最も無理のない捨象の可能性がふくまれていると同時に、たとえば石田氏が傾向性として近代化を考えようとする志向にも応じうるだけの弾力性をも有している。

近代化理論一般にたいする批判はかなり手きびしいものが多い。序章でもふれたが、とくに歴史的動学としてのマルクス主義に対抗しうるだけの厚みを近代化理論、とくに歴史的発展の理論としての近代化理論がもっているかどうか、あるいはそれを目標としているのかどうかという問題の提出のしかたは、ロストウの態度ではあつても、正しいとは思われない。ブラックがいみじくも指摘した自由主義とマルクス主義のもつイデオロギー的偏向を、歴史的發展の理論として政治的近代化の動態を構成することによつて払拭し、価値志向を排除する努力のあらわれとみるのが妥当である。たしかに「初期」近代化理論——ロストウが代表的であるが——は、対後進国用の援助政策の理論的基盤でもあつたし、その意味では「アメリカン・ドリーム」に基づいていたと思われふしがある<sup>(二三)</sup>。また、マルクス主義者のいうように「全般的危機の第三段階における帝国主義ブルジョアジーの側の統一的なイデオロギーとして提出された」<sup>(二四)</sup>水準も考えられぬものでもない。しかし、この時点は去つたと考えるべきである。本質的には、「近代化理論」は戦中から戦後にかけて徐々に培われてきた社会諸科学の協力関係の持続的結実の一つである。

近代化理論にたいする最もありふれた批判は、「近代」、「近代的なるもの」の明確な概念規定をせまる近代主義者と、それを量的に規定しようとのみ努力する科学主義者によるものである。たとえば、近代は追いつき追いこすべき目標であり、それを超越することによつてのみ日本は、近代国家としてはじめて成立するのであり、また逆に「近代を欠如する」ことに日本のあらゆる病理が帰因する、といった論法をとる近代主義者には、序論でのべたように、いくつかの指標において「よ

り高度である」といつた「近代」は意義をもつまい。しかし学問は信条ではないのだから、「近代」絶対主義は拒否さるべきである。あらゆる社会が近代化過程にあるのであつて、各社会はそれぞれ独自の経路によつて近代化を行い、その最適経路は、あらゆる社会的要因の相互作用によつてみいだされる均衡点から出発し、その後に変更することも十分ありうるのだ、という相対主義的認識論は、知的絶対主義者には異和感をあたえるであろう。しかしむしろこうした相対主義を認めること、あるいは認めようとする姿勢が、わが国の知性の底にひそむそれこそ非近代的な伝統を近代化する一衝撃となるのではあるまいか。だからといつて、アジアにおいて最も自律的な経済発展をとげ、全世界的に最高の経済成長率を維持することをもつて欧米人を驚倒させたことで、「日本的」近代社会が樹立され、「日本的」近代化が成功したといつたたぐいの指摘で満足すべき問題ではない。たとえ私が先に主張した「福祉国家」段階を近代化の時代区分に加えれば、ロストウやブラツクの図表は修正されねばならなくなるはずである。

科学主義者の論点も、知的絶対主義によつている。すなわち、かれ等の批判は、量化するにたるだけの必要十分条件をそなえた指標が提出されなければ、「近代化」理論は成立しないという非難に通じている。こうした自然科学的傾向はむしろアメリカでは、一応解決された上で、たんなる方法上の力点の差となつてゐるのに反して、意外にわが国に多くみられるように思われる。そこには、本来ならば学問的方法の多元性を認めるといつた意味で相対的な強調であるはずの自己の存在理由の強調が、自身の学問的優越性を誇示するための学問的階級闘争意識に頑強に結びついている。しかし量的方法が自己の優越のみを主張するのであれば、その方法は「没」価値的ではなくて、「無」価値的になりさがる。神と悪魔を識別しない、いやしようとしぬ暗黒の科学への誘惑がそれを待つてゐる。この分野で私が最も興味をもつた量的研究であるP・カッター(二六)の業績も、なお相対主義をふまえている。すなわち量的方法とは、印象主義的であれ記述的であれ、提出され、少なくとも歴史の重みにたえる素質をもつてゐる説明を、ある程度まで、そしてある部分だけ、その特殊な方法で検証するだけの

ことである。換言すれば、「立証」とか「実証」という言葉の魔力に酔い痴れているかれ等が冷静に思いしらねばならないのは、かれ等のごく一部の立証を委ねられているにすぎないのだ、ということである。

最後に、地域研究者にとつて分析概念としての「近代化」概念のもつ魅力と魔力について論及して、本論をおえることにする。現在の地域研究の方法についてはいずれ論述する予定であるが、だいたい二つの方法に分類できよう。一つは、L・W・パイ、K・W・ドイッチェ、D・ラーナー、D・E・アプターなどのように、比較分析的視角からの特殊研究という形で地域研究を行っている、いわば集約的、でもよべる方法である。もう一つは、地域、国家、ないし社会の独自性を追求する分散的ともよぶべき方法である。しかしそのどちらにしても、「近代化」という全包的に構成されている概念は魅力的であるにちがいない。(もつとも、パイやドイッチェは、ほとんど「近代化」という用語をもちいず、「<sup>ナショナル・ステイト</sup>国家建設」という用語によつてい<sup>(一七)</sup>る。)

しかし地域研究の分野において、この概念による業績の提出はのぞましいことではあると同時に、この概念によらないかたくなさも必要である。たとえばT・ガイガーが、アフリカについては近代化概念は拒否さるべきだと主張しているが、近代化概念が一方では歴史的概念であるとともに、他方では現状理解の点で全社会的にわたる宿命をもつ以上、それに包摂しきれぬ部分が多くなるだろうし、すべてを「近代化」の銕型にむりやりはめこまぬはずだから、どうしても説明のつかぬ現象もでてくる。そうしたものが、地域研究者によつて拾いあげられ、提出されなければ、近代化理論は無意味になる。理論はつねに発展さるべき運命をもつている。狭量になつた時、理論家はみずからの手で墓穴を掘る。おそれをしる理論であり、理論家でなければならぬ。

(一) この点にかんしては、拙稿『政治の行動的研究——その展開と問題——』・本誌・三七巻・二号(一九六四年二月)を参照された。

(11) L. W. Pye, *Democracy, Modernization, and Nation-Building*, (Center for International Studies, Massachusetts Institute of Technology, c/62-6, heographed, July 1962), pp. 1-17 参照。

(111) 上の理論が D. Easton, "An Approach to the Analysis of Political Systems," *World Politics*, Vol. IX, No. 3, April 1957 で典型的に展開

4021528。

- (四) G. A. Almond, "Comparative Political Systems," *Journal of Politics*, Vol. 18, No. 3, August 1956, D. Easton, *op. cit.*, G. A. Almond, "Introduction: A Functional Approach to Comparative Politics," in G. A. Almond and Coleman, J. S., eds., *The Politics of the Developing Areas* (Princeton: Princeton University Press, 1960) 參照。
- (H) G. A. Almond and Coleman, J. S., eds., *Ibid.*, p. 11.
- (K) *Ibid.*, p. 24
- (J) E. Shils, "On the Comparative Study of the New States," in C. Geertz, ed., *Old Societies and New States: The Quest for Modernity in Asia and Africa* (New York: The Free Press of Glencoe, 1963), p. 6. なおシリスの論題については、拙稿『D・キーン編「古く社会と新く」國家』・本誌・三七卷・五号・一九六四年五月參照。
- (L)(九) E. Shils, *Ibid.*, p. 10.
- (10) E. Shils, *Ibid.*, p. 19.
- (11) S. N. Eisenstadt, *Initial Institutional Patterns of Political Modernization—A Comparative Study* (The Eliezer Kaplan School of Economics and Social Science, The Hebrew University, Jerusalem, Israel; Political Science Section and Center for International Studies, Massachusetts Institute of Technology, 1963, hectographed), p. 68.
- (12) 石田雄『戦後日本の政治と政治学』(高橋勇治・高柳信一編「政治と公法の諸問題」東京大学出版会・一九六三年)一九五—二〇三頁參照。
- (13) この点については、武者小路公秀『近代化日本の転回点』・「中央公論」(昭和三十九年三月号)において鮮明である。
- (14) 『シンポジウム・近代化論とマルクス主義』・「現代の眼」(第五卷・第五号・一九六四年五月)六五頁。
- (15) 拙稿「前掲論文參照」。
- (16) P. Cutright, "National Political Development: Measurement and Analysis," *American Sociological Review*, Vol. 28, No. 2, April 1963.
- (17) ナンズ・K. W. Deutsch and Folz, W. J., eds., *Nation-Building* (New York: Atherton Press, 1963) 參照。
- (18) T. Geiger, "Modernization: Realities and Misconceptions," in W. H. Lewis, ed., *Emerging Africa* (Washington, D. C.: Public Affairs Press, 1963).